

分権ダイアリー

DECENTRALIZATION DIARY

第32号（平成22年3月）

発行：大阪府・市町村分権協議会

編集：分権協事務局分権ダイアリー編集担当
（大阪府総務部市町村課分権G）

府内市町村（政令市を除く）への特例市並みの権限移譲

大阪府では、平成21年3月に策定した『大阪発“地方分権改革”ビジョン』に基づき、平成22年度から3年間で府内市町村へ特例市並みの権限移譲を実現することを目指しており、昨年7月以降、府と市町村との協議・調整が行われてきました。

その結果、府と市町村との協議が整い、府が提示した事務のうち3年間で75%の事務が市町村に移譲されることとなりました。また、そのうち1/3の事務は、豊能地域をはじめ、南河内地域などの市町村が広域連携体制を構築して、受け入れを進めることとしています。

今後、大阪府では移譲事務が円滑に実施できるよう、市町村をしっかりとサポートしていくこととしています。

《概要》

○移譲予定事務数 86事務

例：高圧ガス保安法に基づく許認可、身体障がい者手帳の交付、社会福祉法人の設立認可、
開発行為の許可、屋外広告物の許可、大規模小売店舗新設の届出 など

○権限移譲の受け皿としての広域連携体制の構築

- ・豊能地域（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）
- ・南河内地域（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）
- ・泉北地域（泉大津市、忠岡町）
- ・泉南地域（泉佐野市、田尻町）（阪南市、岬町）

【大阪府市町村課ホームページ】

<http://www.pref.osaka.jp/shichoson/kengenijyou/index.html>

国における地方分権改革をめぐる動き

平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立して以降、平成19年4月に地方分権改革推進委員会が発足し、平成20年5月から平成21年11月までの間に、地方分権に関する第1次から第4次勧告が行われてきました。以降、今後の地方分権に関する議論は、内閣府に設立された「地域主権戦略会議」に引き継がれました。

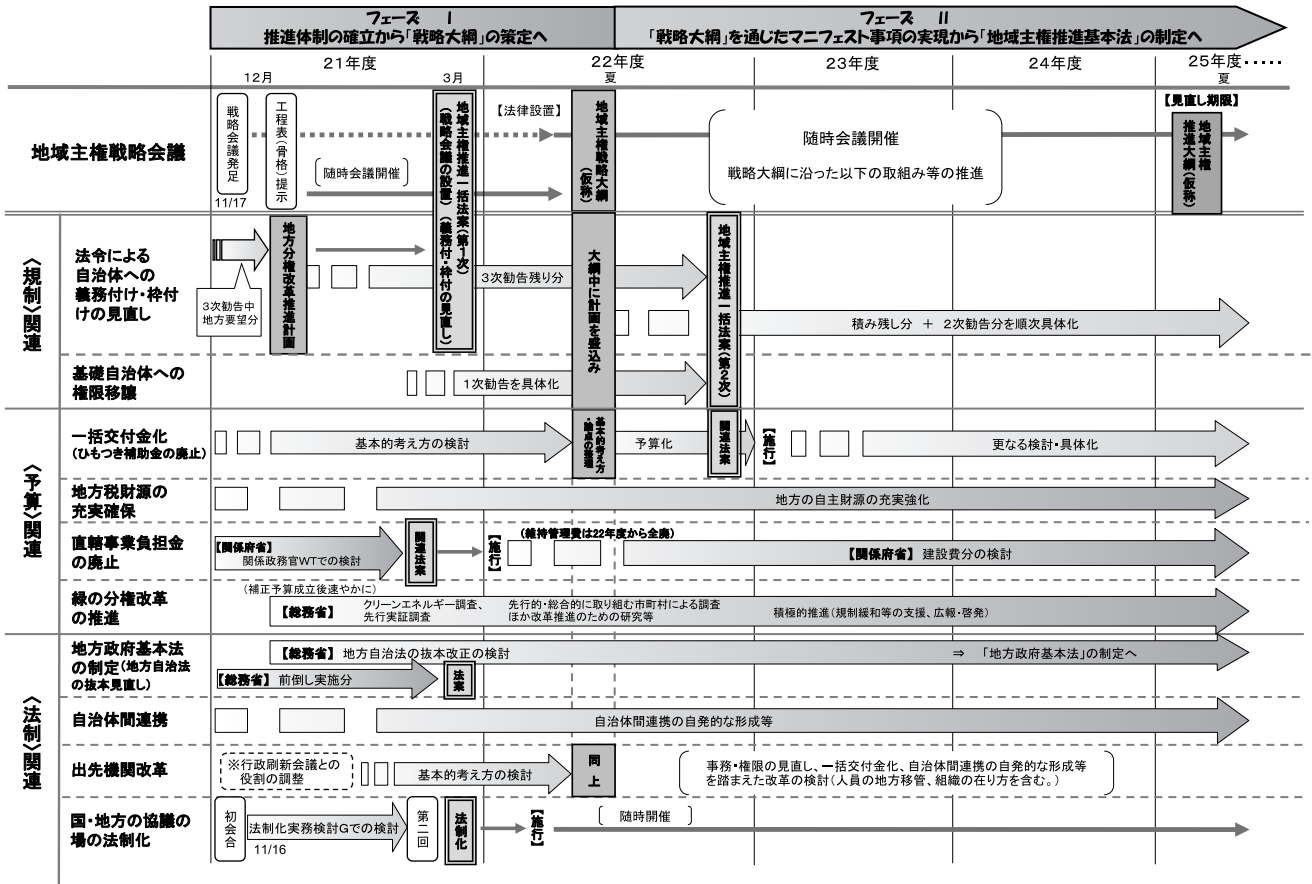
昨年12月に開催された第1回地域主権戦略会議では、「地域主権戦略の工程表（案）」いわゆる「原口プラン」が提示され、その内容は、地域主権戦略会議の発足からフェーズⅠ、フェーズⅡに分け、また、規制関連、予算関連、法制関連に分けたスケジュール案となっています。同年12月には、早速、この工程表（案）に基づき、「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、平成22年の通常国会への地域主権推進一括法案（第1次）が提出されました。

さらに、今年夏には、地方の財源と権限を拡充する具体策を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」（仮称）も策定される予定です。

資料 1

H21.12.14 第 1 回地域主権戦略会議配付資料

地域主権戦略の工程表(案)【原プラン】



事務移譲の状況

大阪版地方分権推進制度に基づき、平成21年4月2日から平成22年3月31日の間に行われた移譲事務は、下記のとおりです。

大阪版地方分権推進制度に基づく移譲事務

○平成21年4月2日～平成22年3月31日の間に移譲を行った事務

介護老人保健施設(介護保健施設サービス)の許可等 (政令市、中核市対象) 【1法令6条項】	堺市	
指定介護老人福祉施設(介護福祉施設サービス)の指定等 (政令市、中核市対象) 【1法令3条項】	堺市	平成21年5月1日移譲 (法改正に伴い関連事務を移譲)
有料老人ホーム設置の届出の受理等 【1法令2条項】	堺市、枚方市、大東市、岬町 枚方市は、「29人以下の施設」、大東市・岬町は、「地域密着型特定施設」のみを対象とする限定条件付き移譲。	
薬事法に基づく薬種商販業許可及び監視指導 【1法令1条項】	大阪市	平成21年6月1日移譲 (法改正に伴い関連事務を移譲)